

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第12号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成28年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(内部組織の長に準ずる職) 第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p>	<p>(内部組織の長に準ずる職) 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。